



AGORA
HOSPITALITY GROUP

第87回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 2025年3月25日（火曜日）午前10時
（午前9時30分 受付開始）
- 開催場所** 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル アゴラ リージェンシー 大阪堺
3階 利休
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）
・株主総会後の株主様向け株主懇談会はござ
いません。
- 決議事項** 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 取締役および監査役の報酬等
の額改定の件
第4号議案 ストックオプションとして新
株予約権を発行する件

目 次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	23
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告	53

株式会社アゴラホスピタリティーグループ

株 主 各 位

証券コード 9704
2025年3月10日

東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

株式会社アゴーラホスピタリティグループ

代表取締役会長 **ウィニー・チュウ・ウ
イン・クワン**

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット等上の株主総会資料掲載サイトに掲載しておりますので、以下の株主総会資料掲載サイトにアクセスのうえご確認くださいませようようお願い申し上げます。



株主総会資料掲載サイト <https://d.sokai.jp/9704/teiiji/>

電子提供措置事項は、インターネット等上の株主総会資料掲載サイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アゴーラ」又は「コード」に当社証券コード「9704」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2025年3月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年3月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺 3階 利休 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第87期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4 議決権の行使についてのご案内	<p>（1）書面による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。</p> <p>（2）インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使方法のご案内】をご高覧のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。</p> <p>（3）議決権の行使期限は、2025年3月24日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使してください。</p> <p>（4）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、以下の①②の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット等上の株主総会資料掲載サイト(<https://d.sokai.jp/9704/teiji/>)「および【東証上場会社情報サービス<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>】」において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会資料掲載サイト (<https://d.sokai.jp/9704/teiji/>)

東証上場会社情報サービス (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/group/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月25日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月24日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月24日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

議案	第1号/1号の増資議案(表を添付)	第2号/2号の増資議案(表を添付)	第3号議案	第4号議案
賛否表示欄	(○)	(○)	(○)	(○)
	(○)	(○)	(○)	(○)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

切取欄

印鑑撮影票と議決権行使はこちら株主総会ポータルサイトログイン用QRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

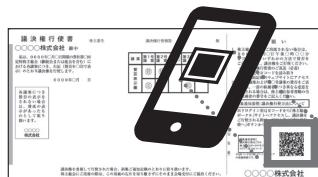
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

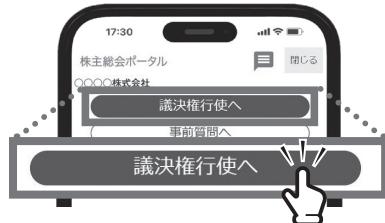
インターネット行使期限
2025年3月24日（月）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年3月24日（月）午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役6名（うち社外取締役3名）全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

Winnie
Wing
Kwan
Chiu

ウィニー・チュウ
ウィン・クワン

再任

生年月日

1980年4月24日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年6月 マレーシアランドプロパティーズ社ディレクター（現任）
- 2008年7月 ランドアンドジェネラル社ノンエグゼクティブディレクター
- 2010年6月 ドーセットホスピタリティインターナショナル社
エグゼクティブディレクター
- 2011年11月 ドーセットホスピタリティインターナショナル社社長（現任）
- 2015年3月 ファーイーストグローバルアジア社ディレクター（現任）
- 2015年6月 当社社外取締役
- 2019年3月 当社取締役
- 2019年6月 ファーイーストコンソーシアムインターナショナル社エグゼクティブ
ディレクター（現任）
- 2024年3月 株式会社アゴーラホスピタリティグループ 代表取締役会長（現任）
株式会社アゴーラホスピタリティーズ 代表取締役（現任）
株式会社アゴーラホテルマネジメント堺 代表取締役（現任）
株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪 代表取締役（現任）
株式会社アゴーラホテルマネジメント東京 代表取締役（現任）
難波・ホテル・オペレーションズ株式会社 代表取締役（現任）

選任理由

候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、ドーセットホテルを運営するドーセットホスピタリティインターナショナル社社長として、宿泊事業に関する豊富なグローバルな経験を有しております。同氏は2015年6月に当社の社外取締役に就任し、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。国際的なネットワークを活かし、当社事業の拡大に貢献できるものと考え、2019年3月より業務執行を行う取締役に就任いたしました。また、2015年6月より現在まで取締役会議長として、当社の成長戦略および業務執行に関して的確な意見を述べるほか、コンプライアンスを重視し、ガバナンスの強化を通じて、意思決定プロセスや情報開示の透明性を高めるべきと述べております。当社は、多くの女性従業員が活躍する当社のホテル事業において、より働きやすい職場環境づくりを目指し、制度の整備等に取り組むべきと考えており、同氏とともに、企業統治（ガバナンス）の強化、職場における女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援についても、積極的に取り組んでいきます。なお、候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は当社の実質的な主要株主であるデビッド・チュウ氏の息女であります。主要株主との関係性などを十分考慮したうえ、代表取締役会長候補者として、今回の選任に当っては、当社独立社外取締役2名が代表取締役候補者のインタビューを行い、引き続き代表取締役会長職を継続することが適切である旨の意見を得て、取締役会にて審議、選任しております。

候補者番号

2

XIAN

Chuping

シャン・

チューピン

洗 楚平

再任

生年月日

1962年8月30日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 7月 北京第二外国語学院日本語学科卒業
1990年 3月 福島大学大学院経済学研究科修士課程修了
2011年12月 中欧国際工商学院－ハーバードビジネススクール－清華大学経済管理学院
ジョイントシニアエグゼクティブプログラム
- 1983年 9月 中国国際放送局日本語部
1990年 4月 山一証券株式会社外国債券主任
1994年 6月 山一証券香港有限公司 債券部総経理
1998年 2月 大和証券SMBC香港有限公司 証券部長
2002年 7月 大和証券株式会社北京駐在員事務所 首席代表
2008年10月 海際大和証券有限責任公司 副会長
2014年 4月 大和証券株式会社北京駐在員事務所 首席代表
2017年 4月 大和証券キャピタル・マーケット 香港 リミテッド 社長
2018年 4月 株式会社大和証グループ本社 参与 (アジア・オセアニア副担当兼
大和証券キャピタル・マーケット 香港リミテッド 社長
2021年 7月 株式会社大和証グループ本社 参与 (アジア・オセアニア副担当 兼
大和証券キャピタル・マーケット 香港 リミテッド 社長 兼大和証券 (中
国) 有限責任公司 会長 兼大和日華 (上海) 企業諮詢有限公司 社長
2022年 9月 大和証券キャピタル・マーケット 香港 リミテッド 中国担当
大和証券 (中国) 有限責任公司 会長
2024年 3月 株式会社アゴラホスピタリティーグループ取締役社長兼CEO
株式会社アゴラホスピタリティーズ取締役 (現任)
株式会社アゴラホテルマネジメント堺取締役 (現任)
株式会社アゴラホテルマネジメント大阪取締役 (現任)
株式会社アゴラホテルマネジメント東京取締役 (現任)
難波・ホテル・オペレーションズ株式会社取締役 (現任)
2024年 8月 株式会社アゴラホスピタリティーグループ 代表取締役社長兼
CEO (現任)

選任理由

候補者シャン・チューピン (洗 楚平 「セン・ソハイ」) 氏は長年の金融ビジネスに携わり、日本の大手証券会社の経営幹部を務めるなど、経営に対する豊富な経験と知見を有しております。2024年3月に取締役に就任して以降、その幅広い経験、グローバルな事業経営に関する知見、そして強いリーダーシップを活かし、当社グループの成長に大きく貢献してまいりました。選任された場合、引き続き、代表取締役社長兼CEOとして、当社事業の業務全般を統括いたします。

本定時株主総会における取締役候補者の選任にあたり、当社はまだ指名委員会は設置していませんが、当社独立社外取締役2名が取締役候補者のインタビューを行い、引き続き代表取締役社長兼CEO職を継続することが適切である旨の意見を得て、そのうえで取締役会にて審議、選任しております。

候補者番号

3

浅生 浩
あそう ひろし

再任

生年月日

1968年9月17日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 伊藤忠商事株式会社入社
1995年4月 株式会社東京ヒューマニア・エンタプライズ（出向）
ホテル日航東京開業準備室
2002年4月 株式会社イーシップ入社
2005年1月 上海宏軒広告有限公司 副総経理
2006年10月 株式会社新華通信ネットジャパン代表取締役社長
2007年12月 上海天基広告有限公司 副総経理
2011年1月 株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役（現任）
2017年3月 当社取締役（現任）

選任理由

候補者浅生浩氏は伊藤忠商事株式会社に入社後、ホテル日航東京開業準備室およびアジア・中国における商社事業を経験した後、中国国内においてのビジネス経験を有しております。同氏は2017年3月に当社取締役に就任し、アジア地域での商社・物流事業を通じた幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定および当社の中核事業である宿泊事業の新規案件業務の執行および監督を行ってまいりました。

本定時株主総会における取締役候補者の選任にあたり、当社独立社外取締役2名が取締役候補者のインタビューを行い、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

北村 隆則

きたむら たかのり

再任

社外・独立

生年月日

1946年11月15日

所有する当社の株式数

30千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 外務省入省
1989年 1月 外務省経済協力局調査計画課長
1990年12月 外務省大臣官房儀典官
1998年 7月 駐中国公使
2004年 4月 駐香港総領事
2006年 9月 駐ギリシャ大使
2010年 7月 外務省退職
2010年 8月 香港中文大学教授
2013年 3月 当社社外取締役（現任）
2015年 8月 香港中文大学客員教授
2023年 8月 香港中文大学名誉フェロー（現任）

選任理由および期待される役割の概要

候補者北村隆則氏は2013年3月に当社社外取締役に就任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は、（1）外交官の経験に基づいて、国際情勢に影響されやすい海外観光客の動向について地政学的リスクの分析、（2）香港、ギリシャという観光業に重きを置く地域で、総領事、大使を務めた経験に基づいて、海外観光客の趣向の分析、（3）外交官の経験に基づいて、対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する助言を行っており、また、独立した立場から業務執行の監督等を行っております。社外取締役を含む複数の取締役が取締役候補者のインタビューを行い、今後も外交官および学識経験者としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、引き続き当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者いたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

5

Clarence
Yean Kang
Wong

クラレンス・

ウォン・カン・イエン

再任

社外

生年月日

1970年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年12月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社 ビジネスディベ
ロップメントマネージャー
- 2003年3月 当社監査役
- 2005年3月 当社監査役退任
- 2005年8月 パークソン リテール グループ社 CFO
- 2013年8月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 CFO
- 2015年2月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 カンパニーセクレ
タリー
- 2015年6月 当社監査役
- 2016年1月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 COO (東南アジ
ア・中国担当) (現任)
- 2017年3月 当社監査役退任
- 2017年3月 当社社外取締役 (現任)

選任理由および期待される役割の概要

候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏は2015年6月に当社監査役に、2017年3月に当社社外取締役に就任しました。同氏はドーセットホテルを運営するドーセット ホスピタリティ インターナショナル社のCOOとしてグローバルなホテルを運営する経営者の観点から、当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。社外取締役を含む複数の取締役が取締役候補者のインタビューを行い、今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

Giovanni
Angelini

アンジェリーニ・
ジョバンニ

再任

社外・独立

生年月日

1945年9月23日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 香港 マネジメント アソシエーション 評議員 (現任)
1999年 6月 シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社 CEO
兼 マネージング ディレクター
2009年 5月 アンジェリーニ ホスピタリティ社 会長 (現任)
2011年 4月 デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海)社
副会長
2013年 6月 ニュー センチュリー リアルエステート インベストメント トラスト社
独立社外取締役
2014年 3月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 独立社外役員
2018年10月 当社社外取締役 (現任)
2018年 香港理工大學教授 (現任)
2022年 ランドマーク デベロップメント/OTT ファイナンシャル グループ (カナ
ダ) 諮問委員 (現任)

選任理由および期待される役割の概要

候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏は2018年10月より当社社外取締役に就任いたしました。東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。元シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社のCEOを務めるなど、世界的規模での宿泊事業における豊富な経験と知見を有し、当社の中核事業である宿泊事業に精通しております。社外取締役を含む複数の取締役が取締役候補者のインタビューを行い、今後も当社業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

7

Shi
Huiting

シ・フェイティン

石 慧婷

新任

生年月日

1992年4月11日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2016年 1月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社入社 PR・IR担当エグゼクティブ
- 2018年11月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社 PR・IR担当エグゼクティブ
- 2019年 9月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 ファイナンスマネジャー
- 2023年 2月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社 ファイナンスアソシエイトダイレクター (現任)
- 2024年 3月 株式会社アゴーラホスピタリティーグループ出向 (現任)

選任理由

候補者シ・フェイティン (石 慧婷) 氏は、香港の上場不動産会社およびホテル運営会社で上級職を務めております。ホテル・不動産ビジネスにおいて、PR・IRの分野で豊富な知見を有しており、Hong Kong Investor Relations Association 2019年BEST IRTeam に選出されるなど、IR分野で高い評価を得ています。その後、ファイナンス部門に転じた後、IRで培った経験を活かし、CFA協会認定証券アナリストの資格および米国公認会計士 (CPA)の資格を取得し、コーポレートファイナンス、買収、ホテルの資産管理を専門としています。現在、当社に出向し上級管理職として、ホテル運営、資産管理、コーポレートファイナンスにわたる同社の戦略的取り組みに従事しております。今後も、経営全般の業務執行において、業務の監督ができるものと判断し、候補者となりました。豊富なIRとファイナンスの実務経験、そして経営全般における戦略的視点を持つシ・フェイティン氏を、取締役会に加えることは、当社の企業価値向上に大きく貢献すると確信しています。

候補者シ・フェイティン氏の選任プロセスにおいては、当社はまだ正式な指名委員会は設置していませんが、独立社外取締役2名と代表取締役が候補者のインタビューを行い、その結果を踏まえて取締役会にて審議、選任しています。

- (注) 1. 候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるデビッド・チュウ氏の息女であります。また、当社は2022年9月13日の取締役会決議により、当社連結子会社のアゴーラ大浜合同会社に対する匿名組合出資を行う事を決議し、アゴーラ大浜合同会社は同氏の近親者が実質的な代表を務める法人より2024年12月31日までに、1,652百万円の匿名組合出資を受けております。
2. 上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。また、同氏は過去当社の監査役であったことがあります。
6. 候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年6ヵ月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
8. 本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配慮したうえで候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。
9. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり取締役として各氏の選任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

杉戸 壽一郎

すぎと じゅいちろう

再任

生年月日

1956年6月11日

所有する当社の株式数

50千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年4月 東京総合信用株式会社入社
2009年10月 当社入社
2010年1月 当社財務経理部部長
2016年7月 当社CFO付部長
2017年3月 当社常勤監査役（現任）

選任理由

候補者杉戸壽一郎氏は2017年に当社監査役に就任し常勤監査の役割を担っております。同氏は当社財務経理部部長を長年務め、当社グループの事業に関する財務・経理の幅広い知見を有しております。

今後も、当社の監査体制を強化できるものと判断し、監査役候補者とするものであります。

候補者番号

2

澁谷 慎志
しぶや しんじ

新任

社外・独立

生年月日

1967年11月16日

所有する当社の株式数

60千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 山一証券株式会社入社
1998年 2月 株式会社日立製作所入社
2000年 9月 日興コーディアル証券株式会社 公開引受部 課長
2002年 9月 大和証券SMBC株式会社 国際業務企画部、課長代理
2004年10月 海際大和証券有限責任公司 副総経理
2006年 4月 大和証券SMBC株式会社 北京駐在員事務所 代表
2008年12月 大和証券株式会社 北京駐在員事務所 首席代表
2014年 4月 大和証券株式会社 経営企画部部長兼国際企画課長兼大和証券SMBC香港取締役
2016年 4月 大和國泰証券(台北) 総経理
2019年10月 大和日華(上海)企業諮詢有限公司 総経理
2020年12月 大和証券(中国)有限責任公司 董事取締役、常務副総経理兼監視委員会構成メンバー

選任理由

候補者澁谷慎志氏は、金融機関を通じて豊富な証券、金融の経験と中国・香港のビジネスに関する専門的な知見を有しております。また、海外での事業会社の運営に関するモニタリング業務の経験を有しており、それらの豊富な知見から、社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたし新任の社外監査役候補者とするものであります。同氏が原案通り選任された場合、独立役員になる予定です。

候補者番号

3

Veanne Wai

Ling Wong

ウォン・ワイ・

リン・ビュエン

新任

社外

生年月日

1968年7月4日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年 8月 PWC入所 タックスコンサルタント
1995年10月 北海道拓殖銀行
1998年 7月 みずほ セキュリティーズ アジア リミテッド
1999年 4月 みずほ セキュリティーズ アジア リミテッド 取締役
2003年 4月 みずほ セキュリティーズ アジア リミテッド 取締役COO
2010年 7月 みずほ セキュリティーズ アジア リミテッド 取締役CFO
2013年 1月 みずほ セキュリティーズ アジア リミテッド 取締役COO兼CFO
2021年 5月 ステラ コンサルティング グループ CEO (最高経営責任者 (現任))

選任理由

候補者ウォン・ワイ・リン・ビュエン氏は、PWC入社後、対日投資を目的とする金融機関、個人、企業に対し税務コンサルティング・サービス業務に従事した後、金融機関において取締役CFO、COOとして、人事、総務、経理、財務、リスク管理、オペレーション、IT部門を管掌し、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。現在、ステラコンサルティング社CEOとして、金融機関や欧州のコンプロマリットを中心に中国投資に関するコンサルティング業務に従事しております。税務コンサルティング、金融機関での豊富な経営経験を活かし、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、当社の海外事業の業務執行のモニタリングなど、幅広い観点から監査業務を適切に遂行することができるものと判断し、新任の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者澁谷慎志およびウォン・ワイ・リン・ビュエンの両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 候補者澁谷慎志氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定する予定であります。
 4. 当社は候補者杉戸壽一郎氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する額となります。原案どおり監査役として同氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 5. 当社は原案どおり社外監査役として各候補者澁谷慎志およびウォン・ワイ・リン・ビュエンの各氏が原案通り承認された場合、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、本議案の候補者全員が選任された場合は当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

ご参考

第1号議案および第2号議案が承認可決された場合の、役員の状況は以下の通りとなります。

男性7名 女性3名

日本人4名 外国人6名

氏名	役職	ホスピタリティ業等のサービス業の経験および専門的な運営経験	海外での観光行政、地政学的な知見、国際情勢に基づく海外観光客の趣向・動向分析	会計・ファイナンスの専門的な知識・能力	豊富な国際的な知識・経験	不動産取引
ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	取締役	●	●		●	●
シャン・チュー・ピン	取締役			●	●	●
浅生浩	取締役	●			●	
北村隆則	取締役		●		●	
クラレンス・ウォン・カン・イエン	取締役	●		●	●	●
アンジェリーニ・ジョバンニ	取締役	●	●		●	●
シ・フェイ・テイ	取締役		●	●	●	●
杉戸壽一郎	監査役			●		
澁谷慎志	監査役			●	●	
ウォン・ワイ・リン・ビュエン	監査役			●	●	

取締役および監査役の報酬等の額改定の件

当社取締役に対する新株予約権付与に関する報酬等を除く取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額120百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）として、監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額18百万円以内としてご決議をいただいておりますが、今般、第1号議案および第2号議案の承認可決を条件として、当社のコーポレートガバナンス体制の強化のため、また、監査役の職責等の諸要素を総合的に勘案いたしまして、取締役の報酬としては年額150百万円以内（うち社外取締役75百万円以内）、監査役の報酬としては年額20百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。本議案につきましては、独立社外取締役2名の審議・答申を経ており、その内容は相当であると考えております。

なお、配分につきましては、取締役報酬に関しましては取締役会の協議に、また、監査役報酬に関しましては監査役の協議に一任させていただきたく存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時ににおける取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）となります。

現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時ににおける監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、業績に対する意欲や士気を一層高め企業価値の向上を図るため、当社および当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の従業員うち当社の取締役会が認められた者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社取締役に付与する新株予約権については、会社法第361条1項の取締役に対する報酬等に該当するところ、取締役の報酬限度額は、第3号議案が承認されることを前提として年額150百万円となりますが、本議案は、上記の取締役の報酬枠とは別枠で、会社法第361条1項2号に規定される取締役に対する報酬等の額の具体的な算定方法および同項4号に規定される新株予約権の数の上限等につき、ご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する報酬として1年間に付与するストックオプションとしての報酬の総額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価格に、当社取締役に割り当てる新株予約権の個数の上限を乗じて得た額となります。なお、本議案においてご承認をお願いするストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の数の上限等は、いずれも、当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針等を踏まえ、役職員の業績に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図ることを目的として、当社の業績および非金銭報酬等の額を総合的に勘案して決定したものであり、当該算定方法および新株予約権の数の上限等は相当なものであると考えております。

なお、割当の対象となる当社取締役は、第1号議案および第2号議案が承認可決されることを前提として業務執行を行う取締役4名となり、新株予約権の割当数は当社取締役分180,000個を上限とします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高めることを目的として、取締役、監査役および従業員を対象としたストックオプションを定時株主総会のご承認に基づいて付与してまいりました。今後につきましても、業績向上および株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として、以下のストックオプションを付与する予定であります。

2. 本総会の決定事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容および数の上限

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および当社子会社の取締役ならびに当社幹部従業員および当社子会社幹部従業員

(2)新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式20,000,000株（うち当社取締役分は18,000,000株）を上限とする。なお、本議案の決議の日以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他の数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

(3)新株予約権の数

200,000個（うち当社取締役分は180,000個）を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株とする。）ただし、当社が株式分割等を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行うものとする。

(4)新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価額とする。なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権または新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替えるものとする。

更に、割当日後、当社が合併、吸収分割、新規分割、株式交換または株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2027年5月1日から2032年4月30日までの期間で、当社取締役会で決定する。

(7)新株予約権の行使の条件

- ①対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ②対象者が前述①の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。
- ③対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ④新株予約権の質入、その他処分は認めない。
- ⑤その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8)新株予約権の取得事由および条件

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における、増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズモデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定する。

(13)新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度の売上高は、訪日外客数の増加という外的要因に大きく影響を受けました。2024年は年間を通して訪日外国人客数が回復傾向にあり、12月には単月で248万人に達しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に落ち着き、水際対策が緩和されたこと、円安傾向が続いたこと、航空便の運航状況が回復してきたことなどが要因です。

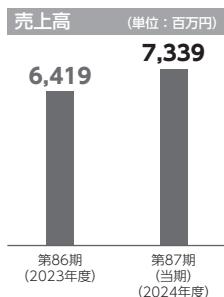
当社グループの運営する宿泊施設においても、旺盛なインバウンド需要を要因として売上高が増加しました。その結果、売上高は前連結会計年度を上回る8,377百万円（前期比14.6%増）となりました。内訳は、宿泊事業が7,339百万円（前期比14.3%増）、霊園事業および住宅等不動産開発事業等を行っているその他投資事業が1,037百万円（前期比16.6%増）です。営業費用については、円安基調が続き、材料費の他、水光熱費、人件費等、全体的に運営コストが増加しましたが、継続的なコスト削減に努めた結果、営業利益は501百万円（前期は営業損失93百万円）となりました。営業外収益として、持分法の投資利益85百万円、投資有価証券売却益23百万円等により156百万円を計上しました。一方、支払利息105百万円、為替差損37百万円、貸倒引当金繰入額224百万円等により営業外費用410百万円を計上した結果、経常利益は248百万円（前期は経常損失195百万円）となりました。

法人税、住民税及び事業税176百万円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は108百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失149百万円）となりました。

	第86期 (2023年12月期)	第87期 (2024年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	7,309	8,337	14.6%
営業利益又は営業損失 (△)	△93	501	-
経常利益又は経常損失 (△)	△195	248	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△149	108	-

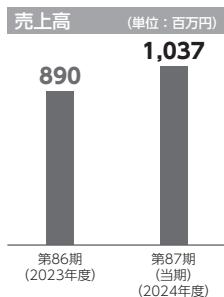
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

宿泊事業部門



当連結会計年度の宿泊事業部門においては、順調な訪日外客数の増加によりすべての宿泊施設の回復が進みました。主要なホテルであるアゴーラ リージェンシー 大阪堺は売上高2,773百万円（前期比7.9%増）、ホテル アゴーラ 大阪守口は売上高1,496百万円（前期比6.5%増）となりました。特に、東京においては、アゴーラ東京銀座が売上高938百万円（前期比39.6%増）、アゴーラプレイス東京浅草の売上高が573百万円（前期対比30.7%増）と訪日外客数の増加により、前期を大きく上回り、宿泊事業部門全体では売上高7,339百万円（前期比14.3%増）となりました。インバウンド需要の増加により宿泊部門は堅調なビジネスとなりました。一方で、レストラン、宴会部門においては、人員不足の影響もあり依然として一部のレストランの運営を休止しており収益面での影響があるため、ホテル内において適正な人員配置に努めています。資源高、継続的な円安等の影響による、材料費、水光熱費の増加、不足人員の採用コスト等の影響を受けておりますが、訪日外国人客の増加の影響による利益増加が寄与し、営業利益は698百万円（前期比384.0%増加）となりました。

その他投資事業部門



2024年のマレーシアにおける霊園の購入者動向は、依然として堅調に推移しています。特に、都市部では土地価格の高騰に伴い墓地の価格も高騰しており、郊外の霊園や屋内の納骨堂の需要が増加しています。マレーシアにおける当社の霊園事業においても、売上高は堅調に推移し902百万円（前期比4.1%増）、営業利益は142百万円（前期比28.1%増）となりました。これは、当連結会計年度においても、クアラルンプール近郊に所在しており、価格的にも手頃な納骨堂やニッチ（特別に設けられた恒久的な窪みに遺骨を安置する方式）も選べるよう、新たな需要にも対応していることから、新規受注および引き続き既契約案件の引渡しも堅調に進捗したものです。

住宅等不動産開発事業は、前年度とほぼ変わらず売上高23百万円（前期比1.2%減）、営業利益15百万円（前期比11.3%増）、証券事業は営業利益105百万円（前期は営業損失20百万円）となりました。その結果、その他投資事業部門における売上高は1,037百万円（前期比16.6%増）、営業利益263百万円（前期比151.3%増）となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勧奨し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 設備投資の状況

当社グループにおきましては、潜在的なインバウンド需要を成長機会と捉えており、宿泊事業におきましては、ホテル建設等に関し、2,984百万円の設備投資を実施しております。また、その他投資事業におきましては、主に霊園事業に関し、6百万円の設備投資を実施しております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金その他、アゴーラ大浜合同会社に対する匿名組合出資の受入れを行っており、2024年1月に643百万円、2024年6月に289百万円の匿名組合出資を受けております。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

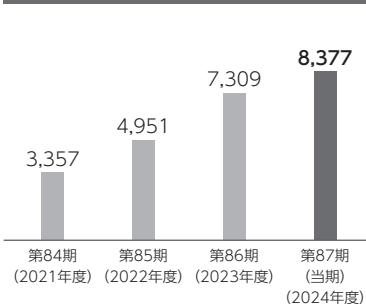
特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

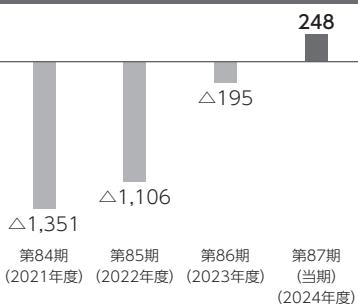
特記すべき事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

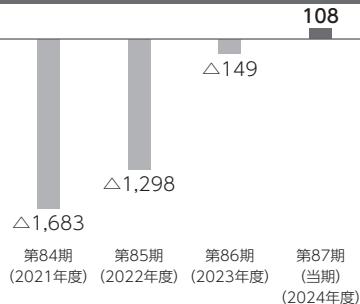
売上高 (単位：百万円)



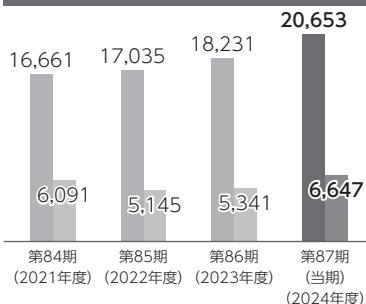
経常損益 (単位：百万円)



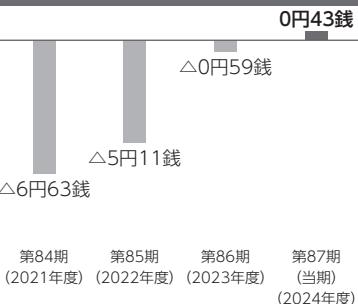
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



区分		2021年度 第84期	2022年度 第85期	2023年度 第86期	2024年度 (当期) 第87期
売上高	(百万円)	3,357	4,951	7,309	8,377
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△1,351	△1,106	△195	248
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△1,683	△1,298	△149	108
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△6円63銭	△5円11銭	△0円59銭	0円43銭
総資産	(百万円)	16,661	17,035	18,231	20,653
純資産	(百万円)	6,091	5,145	5,341	6,647

9. 対処すべき課題

2024年は訪日外国人客数が回復傾向にあり、12月には単月で248万人に達しました。当社グループの宿泊施設でも、旺盛なインバウンド需要を背景に売上が増加し、当連結会計年度の売上高は前期を上回る8,377百万円（前期比14.6%増）となりました。営業利益は501百万円（前期は営業損失93百万円）、経常利益は248百万円（前期は経常損失195百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は108百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失149百万円）と、大きく改善しました。新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に落ち着く中、従業員一人ひとりの努力のおかげで非常によい成果が得られました。2025年のスタートにあたり、世界的な回復が鮮明となるなか、株主の皆様と共に新たな一年を迎えられることを大変嬉しく思います。

私たちの目指す未来への道のりは続いています。2025年は、これまで培ってきたものを開花させる飛躍の年と位置づけています。次期中期経営計画のスタートに備え、その第一歩として、日本初上陸となるIHGホテルズ&リゾーツの新ブランド「Garner」の3ホテル（Garner Hotel 大阪本町御堂筋・Garner Hotel 大阪本町北船場・Garner Hotel 大阪本町駅）の運営を受託し、大阪市中央区に開業しました。さらに、3月には香港のDorsett Hospitality International社と業務提携した国内初の「Dorsett by Agora大阪堺」も開業します。これらのプロジェクトは、海外ブランドとの本格的な提携を示す象徴的な取り組みであり、新市場の開拓を意味します。海外ブランドホテルとの協業による新規開業は、ブランド力強化と国内外での存在感向上の大きなチャンスです。

こうした動きを踏まえ、新たな中期目標として「5年で30ホテル」を掲げます。この数値は単なる目標ではなく、ブランド拡大と市場競争力強化の指針です。その実現には、アゴーラ単独ブランドの成長に加え、海外ブランドホテルとの提携を加速させることが不可欠です。一方で、不採算や効率面での課題もあります。これらを放置せず、業務改善を進めることが今年の重要なテーマです。また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業期間に発生した負債が依然として存在しており、その解消には一定の期間を要すると考えています。

また、アゴーラ ホテル アライアンスは、人材を成功の鍵と捉え、「おもてなし」の心を育むことに力を入れています。彼らは、「おもてなし」とは、他人の気持ちになって考えることだと考えています。そのために、従業員一人ひとりが成長できるような様々な取り組みを行っています。具体的には、従業員のスキルアップを支援するための研修プログラムや、新入社員がスムーズに職場に溶け込めるようにサポートするメンター/バディ制度などを導入しています。また、従業員同士のコミュニケーションを活性化し、働きやすい環境を作ることで、定着率の向上を目指しています。さらに、多様な人材を獲得するために、従来の採用活動に加え、SNSや業界特化の求人サイトを活用したり、社員紹介制度を導入したりしています。また、柔軟な働き方を推進し、従業員のキャリアアップを支援することで、個々の成長を促しています。アゴーラ ホテル アライアンスは、このように人材育成と採用に積極的に取り組むことで、お客様に最高の「おもてなし」を提供し、持続的な成長を目指しています。

私たちは、成長と改善を両輪として進め、持続可能で力強い組織へと進化していきます。積極的に挑戦することで、会社全体の飛躍につなげたいと考えています。今年も「挑戦」と「成長」をキーワードに、さらなる成長と変革の年にしていきたいと思います。

その他の投資事業として、マレーシアのメモリアルパーク事業では、現地との緊密なコミュニケーションを通じて、環境や人権などのリスクを適切に管理し、堅実な市場成長を背景に業績向上を目指します。

今後数年間は、アゴーラにとって極めて重要な時期です。成長計画を着実に実行し、国内外のお客様をお迎えできることを楽しみにしております。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラホスピタリティーズ	57,496千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪	4,800千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント堺	0千円	100.0%	国内における宿泊事業
難波・ホテル・オペレーションズ株式会社	30,100千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー合同会社	100千円	100.0% (100.0%)	国内における宿泊事業
バタ・インターナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業
ラワン・メモリアル・パーク社	1,000千マレーシアリングット	92.7% [7.3%]	マレーシアにおける壘園事業

(関連会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドゥン・バレー・オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の(内書)は間接出資であり、[外書]は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

宿泊事業、その他投資事業

12. 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	4,161百万円
株式会社りそな銀行	2,714百万円
株式会社関西みらい銀行	1,051百万円
United Overseas Bank Limited	930百万円

13. 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社 (共通)	合計
従業員数	369名	38名	8名	415名

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都
ホテル アゴーラ 大阪守口	大阪府
ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺	大阪府
アゴーラプレイス 大阪難波	大阪府
アゴーラ 東京銀座	東京都
アゴーラプレイス 東京浅草	東京都
ヒドゥン・バレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度において世界的な新型コロナウイルス感染症の回復が鮮明となり、営業利益

501百万円、経常利益248百万円、親会社株主に帰属する当期純利益108百万円を計上しました。その一方で、新型コロナウイルス感染症が蔓延し休業するなどした時期において生じた負債がまだ存在しております。その負債の解消には一定の期間を要するものと考えられることから、当社グループの資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2020年7月に当社グループが保有する賃貸不動産、2023年3月に当社が保有する固定資産を売却したほか、徹底した固定費の削減並びに金融機関からの運転資金の調達等により、当面の運転資金を確保しております。

以上より、当連結会計年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、連結計算書類および計算書類の「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

II 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株
2. 発行済株式総数 281,708,934株
(自己株式 27,734,941株を含む)
3. 株主数 19,248名
4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド シンガポールクライアント	112,095	44.14
KING TERRACE LIMITED	38,368	15.11
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/CLIENT ASSET	3,001	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,992	0.78
みずほ証券株式会社	1,959	0.77
成澤 修二	1,600	0.63
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,381	0.54
493611ビービーエイチディービーエスバンクホンコンリミテッド アカウント005ノンユーエス	1,317	0.52
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド ホンコン クライアント アカウント	1,000	0.39
ジエイピー ジエイピーエムエスイールクス ノムラ インターナシヨナル ピーエルシー 1 エク コル	968	0.38

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式27,734,941株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等 (当期中) および保有 (当期末)

- (1) 取得株式
- | | |
|-------|------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 株式数 | 311株 |
- (2) 処分株式
- | | |
|-------|---------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 株式数 | 30,000株 |
- (3) 保有株式
- | | |
|-------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 株式数 | 27,734,941株 |

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年12月31日現在)

	第9回新株予約権	
発行決議の日	2019年3月26日開催定時株主総会	
保有人数および新株予約権の数	8名	181,300個
当社取締役（社外取締役除く）	3名	175,000個
当社社外取締役	3名	4,700個
当社監査役	2名	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	18,130,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たり株式数	100	
新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	653,760,000円	
新株予約権行使期間	2020年5月30日から2025年4月30日 (1) 割当日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 (2) 割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (3) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66%（ただし、割当日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (4) 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。	

	第9回新株予約権
行使の条件	<p>(1) 対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>(2) 対象者が前述(1)の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。</p> <p>(3) 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>(4) 新株予約権の質入、その他処分は認めない。</p> <p>(5) その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項 (2024年12月31日現在)

1. 取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	ファー イースト グローバル アジア社ディレクター、マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター、ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社社長、ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社エグゼクティブ ディレクター、株式会社アゴラホスピタリティーズ代表取締役社長、株式会社アゴラホテルマネジメント堺代表取締役、株式会社アゴラホテルマネジメント大阪代表取締役、株式会社アゴラホテルマネジメント東京代表取締役、難波・ホテル・オペレーションズ株式会社代表取締役
代表取締役社長兼CEO	シャン・チューピン	株株式会社アゴラホスピタリティーズ取締役、株式会社アゴラホテルマネジメント堺取締役、株式会社アゴラホテルマネジメント大阪取締役、株式会社アゴラホテルマネジメント東京取締役、難波・ホテル・オペレーションズ株式会社取締役
取締役	浅生浩	株式会社アゴラホスピタリティーズ取締役
取締役	北村隆則	香港中文大学名誉フェロー
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社COO (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー社会長、香港理工大学教授
常勤監査役	杉戸壽一郎	—
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社CFO アンド カンパニー セクレタリー

- (注) 1. 取締役江上正巳氏 (COO) は、2024年7月31日をもって、辞任により退任いたしました。
2. 取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役杉戸壽一郎氏は、当社財務経理部長を長年務め財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、遠藤新治氏は税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、会計士の資格を有しております。両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役北村隆則、取締役アンジェリーニ・ジョバンニおよび監査役遠藤新治の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏、監査役杉戸壽一郎、遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの各氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額であります。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、役員報酬の外部市場の水準、各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じた最低限の役員報酬額を勘案の上、その種類及び額を決定しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期までは条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3. 非金銭報酬等に関する方針

当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高め、株主の皆様との共同の利益と一致させることを目的として、一定の時期に、当社の取締役、監査役を対象としたストック・オプションの付与を行っております。付与するストック・オプションの個数は、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じて決定しております。なお、付与をした対象者には中長期的な株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させております。

4. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

2023年度の取締役（社外取締役を除く）について、報酬等の種類ごとの割合は、おおよその目安として基本報酬と非金銭報酬等の割合＝7：3とするものとし、2024年度以降における報酬等の種類ごとの割合は、取締役改選期の報酬決定時において、当社の業績および非金銭報酬等の額を勘案し総合的に勘案して決定するものとしています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬の額については、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役に対しその具体的内容を決定について委任しています

当社は、2024年3月26日開催の取締役会において、代表取締役会長ウィニー・チュウ・ウィン・クワンに対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で承認を得た報酬限度額の範囲における各取締役の基本報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、各取締役の業務負担の度合いを公平に評価するには代表取締役が最も適していると判断しております。また、今後は、近年中をめぐりに任意の報酬委員会・指名委員会を設置し、社外取締役を中心としてモニタリング機能を十分に果たすことができるようガバナンスを強化することとしております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	報酬等の総額
取締役	5名	66,753千円	—	—	66,753千円
（うち社外取締役）	(3名)	(2,315千円)	(—)	(—)	(2,315千円)
監査役	3名	8,540千円	—	—	8,540千円
（うち社外監査役）	(2名)	(1,410千円)	(—)	(—)	(1,410千円)
合計	8名	75,293千円	—	—	75,293千円
（うち社外役員）	(5名)	(3,855千円)	(—)	(—)	(3,855千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。このうち、基本報酬を無報酬とする取締役1名が在任しております。この1名は子会社の役員を兼務する取締役であり子会社から役員として報酬を受けております。また、2024年7月31日付で当社の取締役を辞任した者（1名）についても同様に子会社の役員を兼務し、子会社から報酬を受けていたため、当社の基本報酬は無報酬であり、当事業年度に係る報酬等の総額等には含まれていません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社のストックオプションであり、割当の際の条件等は「3.非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額120百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）です。また、2019年3月29日開催の第81回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストック・オプションの上限を27,763,700株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額18百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。2019年3月29日開催の第81回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストック・オプションの上限を27,763,700株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。任期中において同内容で更新する予定であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	北村隆則	香港中文大学名誉フェロー
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社 COO (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー社会長、香港理工大学教授
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社 CFO アンド カンパニー セクレタリー

(注) 社外役員が兼任する他の各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	果たすことが期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役	北村隆則	<p>当事業年度開催の取締役会には、5回中3回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官の経験に基づき、1) 国際情勢と海外観光客の動向、2) 海外観光客の趣向の分析、3) 対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する有用な意見を述べております。</p>
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	<p>当事業年度開催の取締役会には、5回中5回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。</p>
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	<p>当事業年度開催の取締役会には、5回中5回出席し、長年にわたるホテル事業における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。</p>

区分	氏名	主な活動状況
監査役	遠藤新治	当事業年度開催の取締役会には、5回中3回、監査役会には、7回中4回出席しており、税理士としての専門的な見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、5回中3回、監査役会には、7回中5回出席しており、会計士としての専門的見地から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	3,855千円

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 会計監査人に対する報酬等

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 | 35,000千円 |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 36,600千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。
- ②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
- ②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア．国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。
 - イ．海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。
- ②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。
- ②監査役職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
- ②当社および子会社、関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

- ③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
- ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 当事業年度における当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜・適切に取締役会において審議・報告がなされております。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に従い運営しております。その執行に係る情報の保管については、内部情報管理に関わる規程として「会社情報管理規程」に従い適切に保存および管理しており、株主総会や取締役会等の議事録、会計帳簿、契約書等の重要文書については、主幹部署において適切に保存・管理されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能として取締役会がその責務を担い、取締役会は年5回開催し、業務運営にまつわる損失を最小限度にとどめるための必要な審議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、取締役会の運営を補完する機能として、「稟議決裁規程」を設け「職務権限規程 決裁要項」に基づき、役職者に適切な権限の移譲を行い業務の円滑な処理を行っております。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

国内子会社については毎月業績等を報告させ必要に応じて協議を行い業務執行を行っております。

海外子会社については、代表取締役がその事業担当として、運営および管理をモニタリングしております。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務執行をする取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務しており、その状況は「Ⅳ.会社役員に関する事項」に記載しております。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣を行っており、当年度は代表取締役を海外子会社のモニタリングのため派遣しております。

また、国内子会社の従業員についても内部通報制度を周知しており、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっております。

②監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の使用人を兼務しておりますが、監査役に係る業務を優先して従事しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会を7回開催いたしました。監査役会において監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席や、事業活動を行う現場に赴くことにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

- ②自主的な監査・牽制機能として、内部監査室を設置しております。会計監査人、監査役と定期的な意見交換を実施した他、適宜、取締役の業務執行状況について監査を進めてまいりました。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。
- ③監査機能の実効性を高めるために、日本監査役協会から定期的に情報を入手する他、各種研修会等への参加を行い研鑽に努めております。また、常勤監査役が中心になり、会計監査人と定期的に情報交換を行い、顧問弁護士とも連携を図っております。

VII 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図ります。剰余金の配当等を行うためには、まず、安定的に親会社株主に帰属する当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。当社は事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する対外公表は行っておりませんが、当社が継続的に事業を拡大し、収益構造を確立するためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第87期 2024年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	5,382,835
現金及び預金	2,869,712
売掛金	622,558
有価証券	68,137
貯蔵品	113,693
開発事業等支出金	1,487,177
その他	235,960
貸倒引当金	△14,403
II 固定資産	15,242,969
1.有形固定資産	13,889,747
建物及び構築物	3,202,311
車両運搬具	14,577
工具、器具及び備品	83,134
土地	5,510,992
建設仮勘定	5,078,731
2.無形固定資産	697,576
ソフトウェア	11,986
のれん	685,590
3.投資その他の資産	655,645
投資有価証券	119,750
長期貸付金	449,464
繰延税金資産	180,491
その他	127,926
貸倒引当金	△221,987
III 繰延資産	27,487
開業費	27,487
資産合計	20,653,292

科目	第87期 2024年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	5,746,275
買掛金	304,519
1年内返済予定の長期借入金	1,266,107
未払金	3,369,342
未払費用	32,755
未払法人税等	46,798
賞与引当金	83,360
その他	643,390
II 固定負債	8,259,986
長期借入金	7,672,831
長期預り保証金	226,444
繰延税金負債	17,506
その他	343,203
負債合計	14,006,261
純資産の部	
I 株主資本	3,428,401
資本金	8,534,406
資本剰余金	2,646,101
利益剰余金	△6,719,689
自己株式	△1,032,417
II その他の包括利益累計額	279,189
為替換算調整勘定	279,189
III 新株予約権	97,203
IV 非支配株主持分	2,842,236
純資産合計	6,647,031
負債・純資産合計	20,653,292

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第87期	
	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	
I 売上高		8,377,563
II 売上原価		5,597,529
売上総利益		2,780,034
III 販売費及び一般管理費		2,278,106
営業利益		501,927
IV 営業外収益		
受取利息	18,851	
受取家賃	7,024	
持分法による投資利益	85,109	
有価証券売却益	23,283	
プリペイドカード失効益	1,152	
その他	21,366	156,788
V 営業外費用		
支払利息	105,675	
資金調達費用	15,445	
為替差損	37,728	
開業費償却	17,907	
貸倒引当金繰入額	224,434	
その他	9,403	410,595
経常利益		248,120
税金等調整前当期純利益		248,120
法人税、住民税及び事業税	176,207	
法人税等調整額	△102,364	73,843
当期純利益		174,276
非支配株主に帰属する当期純利益		66,210
親会社株主に帰属する当期純利益		108,066

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年1月1日残高	8,534,406	2,646,000	△6,827,756	△1,033,540	3,319,110
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使		100		1,140	1,240
親会社株主に帰属する 当期純利益			108,066		108,066
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	100	108,066	1,122	109,290
2024年12月31日残高	8,534,406	2,646,101	△6,719,689	△1,032,417	3,428,401

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2024年1月1日残高	24,011	67,869	91,880	97,364	1,833,544	5,341,901
連結会計年度中の変動額						
新株予約権の行使						1,240
親会社株主に帰属する 当期純利益						108,066
自己株式の取得						△17
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	△24,011	211,319	187,308	△160	1,008,692	1,195,840
連結会計年度中の変動額合計	△24,011	211,319	187,308	△160	1,008,692	1,305,130
2024年12月31日残高	－	279,189	279,189	97,203	2,842,236	6,647,031

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第87期 2024年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	865,250
現金及び預金	251,794
売掛金	327,724
有価証券	68,137
関係会社未収入金	971,044
その他	38,908
貸倒引当金	△792,358
II 固定資産	8,384,846
1.有形固定資産	894,601
建物及び構築物	36,363
工具、器具及び備品	1,275
土地	856,961
2.無形固定資産	448
ソフトウェア	448
3.投資その他の資産	7,489,796
投資有価証券	880
関係会社株式	1,803,339
関係会社長期貸付金	989,584
その他の関係会社有価証券	5,109,959
長期未収入金	326,656
その他	42,756
貸倒引当金	△783,380
資産合計	9,250,096

科目	第87期 2024年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	1,790,737
関係会社短期借入金	1,193,896
1年内返済予定の長期借入金	63,801
未払金	496,120
未払費用	2,565
未払法人税等	1,210
その他	33,141
II 固定負債	1,146,413
長期借入金	11,531
関係会社長期借入金	521,994
長期未払金	301,058
長期預り保証金	19,829
事業損失引当金	292,000
負債合計	2,937,151
純資産の部	
I 株主資本	6,215,741
1.資本金	8,534,406
2.資本剰余金	1,917,396
資本準備金	224,533
その他資本剰余金	1,692,862
3.利益剰余金	△3,203,644
その他利益剰余金	△3,203,644
繰越利益剰余金	△3,203,644
4.自己株式	△1,032,417
II 新株予約権	97,203
純資産合計	6,312,945
負債・純資産合計	9,250,096

損益計算書

(単位：千円)

科目	第87期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	
I 売上高		341,903
II 売上原価		62,941
売上総利益		278,962
III 販売費及び一般管理費		564,281
営業損失		285,318
IV 営業外収益		
受取利息及び受取配当金	70	
受取家賃	4,363	
有価証券売却益	23,283	
プリペイドカード失効益	1,152	
その他	12,291	41,161
V 営業外費用		
支払利息	7,966	
為替差損	34,082	
貸倒引当金繰入額	666	
その他	8	42,723
経常損失		286,880
VI 特別損失		
事業損失引当金繰入額	292,000	292,000
税引前当期純損失		578,881
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		580,091

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2024年1月1日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	△2,623,553
当期変動額					
新株予約権の行使			100	100	
当期純損失 (△)					△580,091
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	100	100	△580,091
2024年12月31日残高	8,534,406	224,533	1,692,862	1,917,396	△3,203,644

(単位：千円)

項目△	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2024年1月1日残高	△1,033,540	6,794,609	24,011	97,364	6,915,985
当期変動額					
新株予約権の行使	1,140	1,240			1,240
当期純損失 (△)		△580,091			△580,091
自己株式の取得	△17	△17			△17
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△24,011	△160	△24,171
当期変動額合計	1,122	△578,867	△24,011	△160	△603,039
2024年12月31日残高	△1,032,417	6,215,741	－	97,203	6,312,945

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社アゴラ ホスピタリティー グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 渡 部 幸 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アゴラ ホスピタリティー グループの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴラ ホスピタリティー グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社アゴーラ ホスピタリティィー グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所
指定社員 公認会計士 加藤 大 佑
業務執行社員
指定社員 公認会計士 渡部 幸 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アゴーラ ホスピタリティィー グループの2024年1月1日から2024年12月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社アゴーラホスピタリティグループ監査役会

常勤監査役 杉戸 壽一郎 ㊟

監査役（社外監査役）遠藤 新治 ㊟

監査役（社外監査役）チェン・ワイハン・ボズウェル ㊟

(注) 監査役遠藤新治、監査役チェン・ワイハン・ボズウェルは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

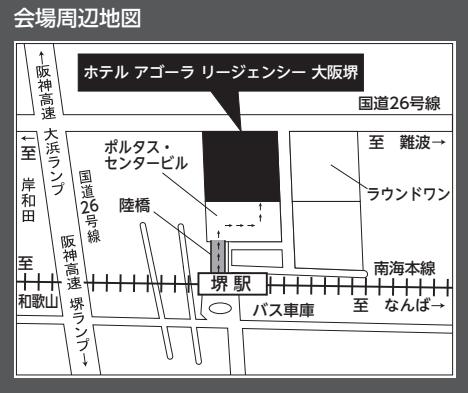
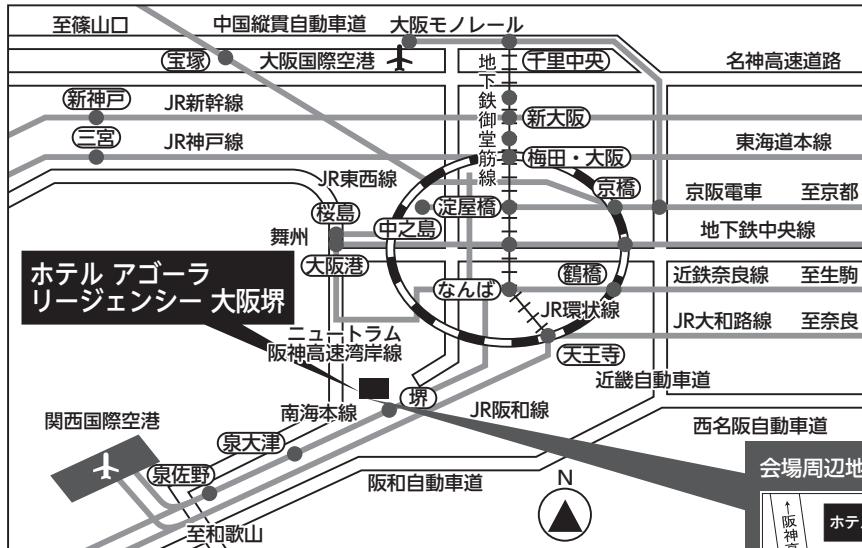
株主総会会場ご案内図

会場

ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺 3階 利休
 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 TEL 072 (224) 1121

交通

- ① 新大阪駅 → (地下鉄御堂筋線) → なんば駅 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約45分
- ② 関西国際空港 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約30分



※南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。(徒歩1分)
 ※本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
 くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。